

**重要なお知らせ**  
(必ず、保護者の方に  
渡してください)

# 令和2年度 私立高校生等への修学支援（北海道）

## 令和2年7月以降

### 1. 制度の概要

#### 【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

#### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

### 2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

提出された書類を基に、北海道が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、北海道はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、北海道が確認作業を行うため、基本的に手続不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※意向確認書類（保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。）の提出が必要な場合があります。

### 3. 支給額

支給額は、右図のとおりです。  
所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、1.に記載した算定式により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

※ 令和2年7月から「課税所得」を基に判定する方法に変わります。判定基準は、文部科学省HPにあります『2020年4月からの「私立高等学校授業料の実質無償化」リーフレット』（以下URL）をご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1418201.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1418201.htm)

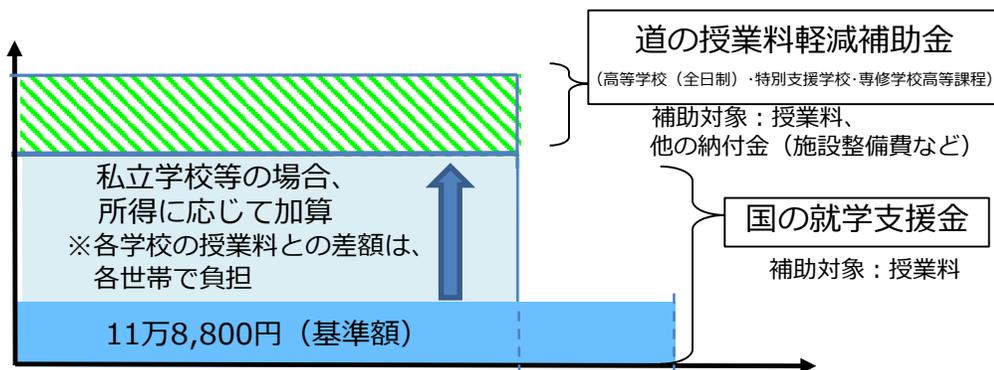
#### 全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給上限額

40万2,000円

39万6,000円



154,500円

304,200円

所得判定基準

1.に記載の算定式により計算した額

（590万円）

（910万円）

（年収目安※）

**受給者全員  
必要です！**

## 4. 申請

入学時等に**学校から案内があります**ので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。申請には、以下の書類が必要です。

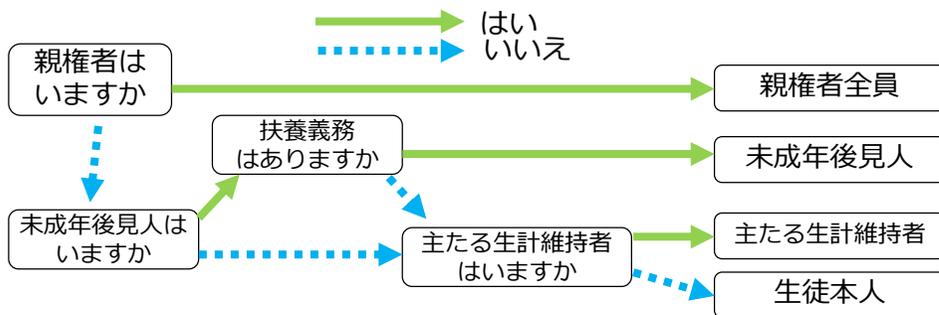
### 【必要書類】

- ①申請書
  - ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）
  - ③課税証明書（市役所・出張所等で取得可能）などの保護者の所得を証明する書類(市町村民の課税標準額及び調整額がわかるもの)
- ※③の書類は、②の書類を提出しない場合に提出します。  
※学校からの案内に沿って提出してください。

### (注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②、③は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

### 誰のマイナンバー、課税証明書の提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

## 5. マイナンバー通知カードの写しを提出する場合

【5月25日（予定デジタル手続法の施行日）以後における通知カードの取扱い】

通知カード廃止に関する経過措置の規定により、以下の場合には、マイナンバーを明らかに出来る書類として通知カードの写しを引き続き利用することが可能です。

- ① 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
- ② 5月25日（デジタル手続法施行日）前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、5月25日（デジタル手続法施行日）前までに手変更手続がとられており、5月25日（デジタル手続法施行日）以後変更を行うべき事由が発生していない場合

このため、以下の場合には、**個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書**の提出が必要となります。

- ① 5月25日（デジタル手続法施行日）前までに改姓や転居等により変更があり、かつ、5月25日（デジタル手続法施行日）前に変更手続がとられていない場合
- ② 5月25日（デジタル手続法施行日）以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

※マイナンバー通知カードに関することは、市役所等へお問い合わせ下さい。

## 6. 課税証明書等を提出する場合

課税証明書等の証明書を提出する場合は、下記（イ）、（ロ）の項目について、確認可能な課税証明書等（市役所・出張所等で取得可能）の提出が必要となります。

### （イ）課税標準額

### （ロ）調整控除の額

各市町村の課税証明書等の様式により上記（イ）、（ロ）の項目が確認できない場合

①課税証明書等の備考（余白）に、上記（イ）及び（ロ）の2項目を記載された課税証明書等の提出（市役所・出張所等で取得可能）

②課税証明書等と併せて、別紙「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面の提出（市役所・出張所等で取得可能）

### ※①又は②のいずれかを提出

上記、課税証明書等の各市町村の交付窓口を事前に確認願います。

例えば、札幌市は、区役所ではなく各市税事務所での発行となります。

1月1日（令和2年度の証明書は令和2年1月1日）現在で札幌市に住民登録があり、税の申告等の手続きが終了している保護者等の課税証明書等の交付窓口

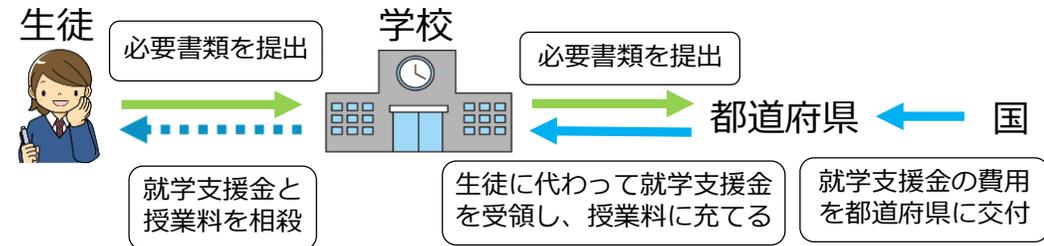
交付窓口	所在地	電話番号
【中央区担当】 中央市税事務所	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階	・証明書の記載事項に関すること (市民税課)011-211-3914 ・証明書の発行に関すること (納税課) 011-211-3912
【北区・東区担当】 北部市税事務所	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階	・証明書の記載事項に関すること (市民税課)011-207-3914 ・証明書の発行に関すること (納税課) 011-207-3912
【白石区・厚別区担当】 東部市税事務所	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局本庁舎 2階	・証明書の記載事項に関すること (市民税課)011-802-3914 ・証明書の発行に関すること (納税課) 011-802-3912
【豊平区・清田区・南区担当】 南部市税事務所	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2階	・証明書の記載事項に関すること (市民税課)011-824-3914 ・証明書の発行に関すること (納税課) 011-824-3912
【西区・手稲区担当】 西部市税事務所	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階	・証明書の記載事項に関すること (市民税課)011-618-3914 ・証明書の発行に関すること (納税課) 011-618-3912

## 7. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



## 8. 高校生等奨学給付金

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料等以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』（返済不要）があります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県への申請が必要**です。申請方法等については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」（以下URL）をご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

## 9. お問い合わせ先

■提出書類の窓口、提出時期等に関するお問い合わせ先  
学校へお問い合わせ下さい。

□各種制度に関するお問い合わせ先

北海道総務部法人局 学事課 修学支援係（平日8:45～17:30）

電話 011-231-4111（内線22-515、22-522、22-523、22-524）